

沖縄県地域リハビリテーション推進協議会設置要綱

(設置及び目的)

第1条 誰もが住み慣れた地域で自分らしい暮らしを最後まで続けることができるよう、医療・保健・介護・福祉及び住民が一体となり自立した日常生活の支援に取り組む地域リハビリテーションの推進を目的として、沖縄県地域リハビリテーション推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(意見聴取事項)

第2条 県は、協議会の構成員から次に掲げる事項について意見を聴取する。

- (1) 地域リハビリテーション支援の適切かつ円滑な推進に関すること。
- (2) 地域リハビリテーション支援体制に係る連携指針に関すること。
- (3) 沖縄県リハビリテーション支援センター、地域リハビリテーション支援センターの指定に係る調整に関すること。

(構成員)

第3条 協議会は、別表第一に掲げる機関・団体をもって構成する。

- 2 構成員の任期は3年以内とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 構成員に欠員が生じた場合における、補欠の構成員の任期は前任者の残任期間とする。

(議事進行)

第4条 協議会の議事進行は、保健医療介護部長が行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、保健医療介護部長は、協議会の議事進行を担当する者を指名し、当該者に協議会の議事進行を依頼することができる。

(会 議)

第5条 協議会の開催は、保健医療介護部長が通知する。

(関係者の出席)

第6条 保健医療介護部長は、必要があると認めるときは、第3条により決定した構成員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる

(部 会)

第7条 協議会は、必要に応じ部会を設置することができる。

(庶務)

第8条 協議会の運営に係る庶務は、保健医療介護部地域包括ケア推進課において処理する。

(補足)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、保健医療介護部長が別に定める。

附則

1 この要綱は、令和7年3月14日から施行する。

(別表第一 (第3条関係))

No	機関・団体名
1	沖縄県保健医療介護部
2	一般社団法人 沖縄県医師会
3	一般社団法人 沖縄県歯科医師会
4	一般社団法人 沖縄県薬剤師会
5	公益社団法人 沖縄県栄養士会
6	一般社団法人 沖縄県歯科衛生士会
7	一般社団法人 沖縄県リハビリテーション専門職協会
8	一般社団法人 沖縄県介護支援専門員協会
9	沖縄県老人保健施設協議会
10	沖縄県慢性期医療協会
11	沖縄回復期リハビリテーション病棟協会
12	市町村
13	沖縄県介護保険広域連合